

焼津市入札参加資格停止業者一覧

※ 適用条例、適用区分は、「焼津市競争入札参加資格停止措置要綱」に定めるところによる。

業者名	適用条例	適用区分	期間	開始日	終了日	理由
日本交通技術株式会社	別表2第4号	独占禁止法違反行為	6ヶ月	R8.01.15(木)	R8.07.14(火)	特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	別表2第4号	独占禁止法違反行為	3ヶ月	R8.01.15(木)	R8.04.14(火)	特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。なお、当該業者は課徴金の減免制度の適用を受けているため、措置期間を軽減する。
大日コンサルタント株式会社	別表2第4号	独占禁止法違反行為	3ヶ月	R8.01.15(木)	R8.04.14(火)	特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。なお、当該業者は課徴金の減免制度の適用を受けているため、措置期間を軽減する。
株式会社トーニチコンサルタント	別表2第4号	独占禁止法違反行為	3ヶ月	R8.01.15(木)	R8.04.14(火)	特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。なお、当該業者は課徴金の減免制度の適用を受けているため、措置期間を軽減する。
丸友開発株式会社	別表2第8号	建設業法違反行為	1ヶ月	R8.03.27(金)	R8.04.26(日)	静岡県浜松土木事務所発注の「令和7年度[第 37-Z0808-01号]県営住宅芳川団地A棟建替事業1号棟解体工事」等に関し、建設業法第26条第3項の規定に違反し、その現場に専任の主任技術者等でない者が他の現場の主任技術者等として兼務させていた。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年2月17日、静岡県知事から監督処分(指示処分)を受けたため。